

令和3年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和3年3月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	13番	石田安夫君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

	17番	大貫千尋君
	20番	小蘭江一三君

出席説明者

市		長	山口伸樹君
副	市	長	近藤慶一君
教	育	長	今泉寛君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	小田野恭子君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君
社会福祉課長	堀内信彦君
健康増進課長	小澤宝二君
保健センター所長	佐伯優子君
健康増進課長補佐	菅谷清二君
建設課長	赤上信君
建設課長補佐	鬼澤美好君
農政課長	礪山浩行君
農政課長補佐	石川浩道君
都市計画課長	横山孝夫君
都市計画課長補佐	鶴田宏之君
資産経営課長	持丸公伸君
資産経営課長補佐	前嶋進君
環境保全課長	小里貴樹君
環境保全課長補佐	大峰浩一君
企画政策課長	北野高史君
企業誘致推進室長	福嶋猛君
企画政策課長補佐	小松崎守君
秘書課長	長谷川康子君
秘書課長補佐	石川幸子君
総務課長	橋本祐一君
情報政策調整官	長谷川尚一君
総務課長補佐	瀬谷昌巳君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	堀 越 信 一
議 会 事 務 局 次 長	西 山 浩 太
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 5 号

令和3年3月16日（火曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

本日は傍聴者の方が増えていますので、改めて申し上げます。

本定例会中は、新型コロナウイルス感染症防止のため、発言中も含めてマスクを着用しております。また、検温、手指の消毒の徹底も図っておりますので、御協力、御理解のほどよろしくお願いいたします。また、傍聴の方でスマホをお持ちの方は、ぜひとも「いばらきアマビエちゃん」への登録をお願いいたします。

では、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は19名であります。本日の欠席議員は15番飯田正憲君、17番大貫千尋君、20番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番坂本奈央子君、2番安見貴志君を指名いたします。

一般質問

○議長（石松俊雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、執行部には反問権が付与されておりますが、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言をして、議長の許可を得た後に発言をするようにしてください。さらに、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めていただきますようお願いをいたします。

それでは最初に、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番日本共産党の石井 栄でございます。

質問に入る前に、議長に掲示物の許可をお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 許可いたします。

○10番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、議長の許可を受けまして、一問一答方式で一般質問をいたします。

まず、第1問、新型コロナウイルス感染症から市民の健康、命を守るためにワクチン接種が期待されているわけですが、接種の状況は時々刻々変化をしております。12日に村上議員が取り上げましたけれども、1番、現時点での笠間市における新型コロナワクチン接種の計画について、特に1回目の開始及び終了時期などの現時点での見通し、計画をお伺いいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種の1回目の開始、終了時期などの現時点での経過についてでございますが、現在、笠間市におきましては、国からのワクチン供給後、速やかに接種開始

ができるよう、体制の構築を進めております。

国から、茨城県へのワクチン供給状況や接種の優先とする施設等につきましては、先日、村上議員の御質問にお答えしたとおりとなっております。また、接種を開始する前提として接種券や予診票の発送が必要となりますが、国からはその時期の目安として4月下旬頃とされておりまして、状況等を見ながら市としても決定してまいりたいと考えております。

ワクチンの1回目の接種開始時期ですが、ワクチンの供給状況にもよりますが、市内在宅高齢者に対する接種開始は5月中になるのではないかと思います。また、1回目と2回目の接種間隔が21日程度とされておりまして、接種が進みますと1回目の方と2回目の方が混在して接種を受けることとなりますので、高齢者の1回目の終了時期につきましては、3から4か月と見込んでおります。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 現時点での計画が示されたわけですが、あくまでも供給状況によるという、そういう前提で示されておりますので、これははっきり言えば未確定の部分がたくさんあるということで、今後のワクチン接種の正確な見通しは立っていないと、このように受け止めております。笠間市では、いち早く接種計画を立てて円滑な接種に向け、過日シミュレーションを実施したことがマスコミ等を通じて大きく報道されました。希望する市民に円滑なワクチン接種ができますよう、これからも万全の対応をお願いします。

次に、大項目2、福祉等施設PCR検査事業と今後の計画についてに入ります。

1番、県の検査で対象外となる、高齢者、障害者、福祉施設、保育所、学校等の勤務者2,784名を対象に、PCR検査の実施を笠間市が県内でもいち早く2月5日に決定をし、大規模なPCR検査を実施いたしました。対象者数に対して検査を受けた人の人数内訳を市が示した4分類の事業所分類別をお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 福祉等施設のPCR検査の対象者に対して、検査を受けた人数内訳と割合についての御質問でございますが、対象施設に再度希望調査を実施いたしまして、県での検査実施者や事業所での複数登録者を除いた対象者で2,219名が検査をいたしました。対象者は2,219名で、検査を受けた人数は2,077名、検査の割合は93.6%でございます。施設別の検査数につきましては、高齢福祉施設等は562名、障害者福祉等施設は417名、保育所、児童館等は590名、教職員等は508名でございます。

なお、142名の未実施者につきましては、施設からの希望がございませんでした。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、検査の開始・終了、そして結果判明の時期、結果通知時期と方法について、また、検査の結果とその後の措置、お伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 初めに、検査の開始・終了・結果判明の時期、結果通

知時期との方法についての御質問でございますが、検査を実施するに当たりまして、2月8日より対象施設の通知、説明、また検査キットの配布等を行いました。その後、1日当たり約300件の検体回収を2月15日から2月25日まで8日間実施をいたしました。

結果につきましては、検体回収後の2日後に検査委託機関から個別結果通知を受領し、その後、各施設を通して結果を個別にお渡しをしております。

また、検査の内訳と、その後の措置についてでございますが、検査数2,077名中、陰性が2,076名、陽性1名でございます。陽性者につきましては、保健所への報告義務があるため笠間市立病院に報告すると同時に早急に本人へ連絡し、本人から施設長等への報告と市立病院の受診を促しました。療養等につきましては、市立病院受診後に保健所の対応となるため、保健所の指導により療養されました。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 1名の陽性者が確認をされたということですが、保健所による措置というのは、入院、宿泊療養施設での療養、自宅療養、この3分類で言うところのどれに当たるのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 療養等につきましては、市町村のほうでは把握しておりません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、次に2番、この施策の目的及び事業の評価をお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） この施策の目的につきましては、県が実施している入所福祉施設等への一斉の検査の補完といたしまして、対象外となる市内のエッセンシャルワーカーを対象に一斉にPCR検査を実施することでクラスター発生や感染拡大を防止し、安定した福祉事業等の継続を目的として実施をいたしました。

また、事業の評価につきましては、無症状患者の早期発見によりクラスターの発生及び家庭内感染による感染拡大の防止に役立つことができたという評価をしております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ただいま御答弁がありましたように、このPCR検査は、市内施設等勤務者2,784名を対象に実施され、目的や無症状の陽性者を発見して療養、保護することにより感染防止を図り、事業所の円滑な運営を図ること。そして、この検査により無症状の感染者を見つけ出すことができ療養につなげることができたことは感染防止対策に大きな効果を発揮し、この事業は所期の目的を達成したものであると思います。大きな成果です。気をつけていても、どのように感染したのか不明な場合も多く、感染していても症状のない人が多いことが新型コロナウイルス感染症の特徴であり、いつ誰が感染してもおか

しくない状況がございます。感染した関係者の人権が尊重され、心穏やかな環境で十分な治療、療養ができ、無事回復されることを切に願うばかりであります。

市が行ったこの施策は、この種の対策としては県内では初めての自治体による大規模な検査であり、この検査により発見された陽性者が適切な措置を受けることにより関係する事業所の方々の感染防止、市民の命と健康を守る上で大きく貢献したものと思います。市の判断と御尽力に敬意を表します。

市が判断し実施した事業でありますけれども、12月の議会で検査の重要性を質問し、私どもが申入れ要請した内容が実現につながり、市民の感染防止、安全のために効果を発揮することができたことはうれしい限りであります。

次に、4番に移ります。

茨城県では、県独自の緊急事態宣言が解除になりましたが、新規感染者数は減りつつあるとはいえ毎日感染者数が確認され、首都圏では緊急事態宣言が継続中でも新規感染者数の下げ止まり、微増の傾向、感染力が強いウイルスの変異種が増加の兆しを示しております。市内の感染者数の累計は3月15日現在で、100名となっております。また、今後のワクチン接種の計画も完了を見通せない状況だと受け止めております。

その中で、だからこそ無症状者に対する社会的検査を1回限りにしないで定期的に実施することが大切であり、感染防止の効果が高まると言われております。専門家も、このような論調で意見を続々発表されております。

3月13日付新聞赤旗によると、高齢者施設等への社会的検査を拡充することなどを求める志位和夫委員長から菅首相宛ての要請書を西村大臣に提出した際、西村大臣から「感染が落ちついたこの時期に検査体制を強化することが大切、専門家から社会的検査を頻回、定期的にという提案を受けている。私も頻回でやっていくほうがいいと思っている。厚生労働省に提言をしっかりと伝える」と応じました。このように掲載されております。

4番、笠間市では感染の現状をどのように捉え、今後どのように対応する計画なのか伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 感染の状況と今後の計画についての御質問でございますが、笠間市におきまして現在までの感染者患者総数は100名でございます。ピーク時におきましては、昨年12月に21名、今年1月に46名の感染者が報告され、感染経路につきましては、家庭内感染が7割を占めた傾向からも感染者が増えてきた要因とも考えられます。

茨城県独自の緊急事態宣言発出後の2月には9名と減少傾向にございますが、感染対策を緩めるとまた増加傾向となりますので、市といたしましては、引き続き感染対策の周知を徹底してまいります。

県におきましては、福祉施設新規入所者についてPCR検査の支援を開始しており、感染者が発生した場合は広く検査を実施している状況で、クラスターの対策をしております。

今後、市といたしましては、今後の計画については、県の対策ですとか市の感染状況を注視し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今の御答弁によりますと、市の感染状況を注視しつつ対応を考えていきたいと、このような旨の御答弁がありましたけれども、まさに笠間市が取った対応は、県が対象としない施設の従事者に対する社会的な検査を行ったという非常に優れた対応だったと思います。そういう意味で、これからもこの状況を考えますと、1回限りには絶対だめだと思うのです。2回、3回定期的に行うことが大事だと国も言っているわけですので、笠間市もその点をしっかり捉えて、市民の健康と命を守るための対策を何よりも優先して行うべきだと考えます。市民の安全確保につながるような期待しておりますけれども、市民の命、健康に関する緊急性がございまして、ぜひとも実施する方向で検討され、実施の際には速やかな実施のために専決処分に対応することが必要だと考えますので、このことを申し添えます。

続きまして、大項目3番、道路環境の向上による安全な市民生活環境をに移ります。

1番、八軒町信号交差点から大和田五差路の間の歩道拡幅、段差解消等の地元要望の進捗状況についてお伺いいたします。

ここは、八軒町信号交差点から下市毛北交差点の間は県管理の国道、下市毛北信号から大和田五差路までは市道となっております。昨年、地元区長4名が改善要望を出しております。この区間の改善の見通し、指導については、進捗状況をお伺いいたします。

これがこの辺の直近の写真です。ここは、八軒町交差点と下市毛北信号の間の区間でありまして、見てもございますように、道路の両側、歩道は全くありません。下水道の側溝にふたがかぶっているだけで、ここは昨日も夕方に見てきましたけれども、355号バイパスができて交通量が減っていると言いますが、大型車もかなり通っておりまして、10台くらいつながっている時間を目撃いたしました。地元の住民の方も非常に不便を感じておりまして、緊急な対応を求めています。しかし、これは県管理の国道ですので、市が県に要望するような形になっております。

それから、これは下市毛北交差点から大和田五差路の間の一部の映像でありますけれども、これを見ても分かりますように、側溝の上にふたがかぶっているだけで、高齢の方がカートで移動しようと思っても、ここは移動できません、カートを使って、危なくて。交通量も少なくなったとはいえ、まだまだしっかりありまして、昨日の夕刻もたくさん車が通っております。

こういうことですが、この進捗状況、よろしくお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 15番飯田正憲君が着席いたしました。

都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

八軒町信号交差点から大和田五差路の間の歩道拡幅、段差解消等の地元要望の進捗状況についての御質問でございますが、御質問の市道（笠）3592号線につきましては、昨年4月に地元4地区の区長より、歩道の改善に関する要望書を提出していただいております。各行政区より提出された要望書につきましては、道路整備の優先順位評価会議を実施しており、評価基準に基づき危険度や緊急性などについて審査した上で、公平を重視しながら優先順位を決定しております。

御質問の要望路線については、今回の新規事業には採択されてございません。また、管理者であります茨城県に確認したところ、歩道整備の予定はないということでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今の御答弁をお聞きしまして、少し時間がかかるのかなど、このように思ったところでもありますけれども、これは地元の方が要望しておりまして、間接的にお聞きしますと、「市長と語る会」でも、こういうことを何年か前から折に触れてお話をしていたということも聞いておりまして、ただ、優先順位を公正公平にやっているのかと思いますけれども、実情をしっかりと把握しないと公正公平さが担保されない可能性もありますので、しっかり実情を見ていただいて改善につながるように、これからも県管理の国道については、県にもしっかりと要請をしていただいて、それから、市道については対応をよろしく願いたいと思います。

それから、2番です。

国道355号線バイパスの完成は、市内の渋滞緩和、安全性の向上につながりました。しかし、新たな課題が生じております。地元の方々が危険性を指摘し、安全対策を求める事案であります。

昨年、地元区長が市担当課を通じて要望書を出しております。国道355号線手越西信号交差点付近の改善、すなわち右折レーンの設置、左折の路面標示、それから、この国道から踏切に至る曲がり角の部分の道路拡幅等を通じた事故防止、安全対策向上に関するものであります。改善の見通しをお伺いいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 国道355号西手越信号交差点付近の改善を通じた事故防止、安全対策の向上に向けての御質問でございますが、国道355号笠間バイパスにつきましては、茨城県が整備し、令和元年6月に全線の供用を開始いたしております。

議員におかれましては、茨城県に直接お話を聞いていると思いますが、県では今後の改善及び修繕につきましては、今のところ予定はないと伺っております。また、接道する市道（笠）2274号線の拡幅改良を実施するには、近接するJR水戸線の踏切拡幅が必須となっております。踏切拡幅に関しては非常に困難な状況のため、当面改良の予定はございません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、県からの話を間接的に聞きしましたがけれども、県は予定がないと言っておりますけれども、地元住民は安全性、利便性に関連して日常必要性を感じております。県の判断が、私はそういうことであれば市民感覚には沿ってない現段階にあると、そのように判断しておりますので、これは市民の要望を市がしっかりお伝えをして県に促していただくように、これからも対応をよろしく願い申し上げまして次の……。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） まず、交差点の部分につきましては、供用開始をしましてから笠間芸術の森公園からバイパスを横断して市道に進入する場合、路面標示が右折と左折のみとなっております。適切に誘導できない状況を把握するため、右折車線内に「直進」と矢印の追加を令和元年6月開通後、9月に実施しております。交差点の全ての改良をしない限り、なかなかその対策は難しいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 355号手越西交差点に友部のほうから向かってきて、踏切のほうに曲がろうとしますと、待っている車があるために左折できないことがしばしばあるということを聞いております。そのまま止まっているわけにはいきませんので、そうすると、やむを得ず歩道に車を入れることもあると聞いておりますので、大変危険な状況ですので、その辺の実情をしっかりと把握していただいて改善につなげていただくようによろしくお願いをいたします。

大きな4番、山林開発事業の災害から地域住民の安全を守る課題について移ります。

本戸不動坂上部裸地での土砂流出防止監視に対して、土砂流出防止対策工事が昨年12月に終了したとのお話をお聞きいたしましたけれども、1番、土砂流出対策防止の実効性及び今後の市の対応をお伺いをいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の質問にお答えいたします。

太陽光発電事業は、事業者が各法令等に基づき計画を立て実施されるものであり、造成中を含め全ては事業者の責務において維持管理されるべきものであります。また、土砂流出等の災害につきましても、事業者の責務において対処すべきものと考えております。

市におきましては、各法令等に基づき許認可を行い、適正に管理運用がなされているか、事業者に対して指導を行うことになっております。本戸不動坂上部裸地の土砂流出防止工事についてでございますが、今回の工事は、土砂流出防止のため森林所有者が昨年11月から12月にかけて区域内の造成と土留め工事のほか、表面保護のための緑化及び森林に戻すための植林を実施しました。

このことによりまして効果があると考えておりますが、森林に戻るには時間を要するため、市では定期的に現場確認を行いまして、森林所有者に対して適正な森林の維持管理を指導してまいります。現時点の対応については、緑化や植林の生育状況に応じて追加の植

林を行うよう指示しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今のお話をお伺いしました。市のほうとしては、事業者の全責任で対応するというような法の立てつけなのかと思いますが、その中でも適切な指導と助言をされて対策工事につながったということは、市の関係者の御尽力のおかげだと思っております。ただ、何度も土砂流出が繰り返されておりまして、この対策工事で十分なのかどうか不安も地元のほうではございますので、今後とも適切な指導と助言よろしくお願いたします。

次に、2番、ツボロケ地区のソーラー発電事業所周辺の湧水の実情と、その対策についてお伺いをいたします。

井戸水を使っている地元住民の方々の井戸水が、今年1月末頃から湧水状況になり、飲料水や入浴、トイレ、洗濯など日常生活に必要な量の水の確保ができなくなっていると、このように伺っております。そのため、住民の中には入浴の代わりに少量の水を温水シャワーを使ったりしてしのいでいたそうですが、2月末からは毎日のように市内の入浴施設に通うようにした方もおられ、洗濯はできないためコインランドリーで行い、トイレの水も不足しているため節水し、飲料水は2リットルのペットボトルを何箱か購入して使っているということでありまして。水不足は1軒のお宅ではなく、10件近くのお宅でも同時に起こっていると聞いております。

この原因について、正確には分かりませんが、裏山の山林開発事業が原因ではないかという不安の声も上がっています。「今まで雨が少ないことは何回もあったが、この数十年間で井戸水がかれるということは一度もなかった」との声もお聞きしております。付近の方々は大変困っており、当面の生活用水の確保、その上で今後にわたる安定的な水の確保に向けた解決を願っております。

まず、市はこの件を御存じでしょうか。また、対策はどのように取り組むのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 石井議員の御質問にお答えをいたします。

ツボロケ地区における湧水の実情と、その対策についての御質問でございますが、2月22日に白木地区76区になりますが、住民から井戸水の不足が生じており、近くで施工する太陽光発電施設の設置工事が原因ではないかと相談がございました。市では、即座に事業者に対応を指示し、事業者が区長及び対象者を訪問し、状況確認を行ったところでございます。実情につきましては、太陽光発電施設事業地の南側に位置する12軒の井戸で水位低下が見られると、事業者から報告を受けております。

対策につきましては、水位低下の原因が発電施設設置工事であるか関係性は分かっておりませんが、地元行政区と事業者が締結している協定書に基づき状況を確認の上、対応し

ております。井戸の水位低下が見られる12軒のうち3軒は水の汲み上げができないため、希望する2軒について事業者が飲料水、ペットボトルを提供済みであり、生活用水として2トンタンクの設置を手配中となっております。

その他の家につきましても、事業者が個別に住民等を訪問し、今後の対応について水道の施設を含めて協議をしていると報告を受けております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今の御報告によりますと、飲料水の提供を受けていると、そのようなお話もありまして、私もそのような事実は対象者から伺っております。経過を見ますと、この対策が行われた家庭では、市が適切な対応をしたことがこういう動きにつながった点も十分あるというふうに考えております。こういうことは、市民にとって市が関わってくれるということは心強いことだと思います。

問題の解決には少し時間がかかるかもしれませんが、市に期待している市民に寄り添って解決につながることができるよう、市としても今後とも対応していただきたいと、このように思うわけではありますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 開発の因果関係、まだ明らかではありませんが、山林開発という災害という観点もありますし、開発業者に責任があることとなりますので、市といたしましては、事業者への助言、指導を適切に行ってまいります。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 指導助言を適切に行っていくというお話を聞きまして、ほっとしたところであります。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

それでは、大項目5番、飯田地区の山林大規模開発事業と市の環境・エネルギー政策に関してです。飯田地区に建設予定のメガソーラー施設建設に関する事柄であります。

1番、飯田地区山林開発事業の開発許可の際の地元の災害対策と、その実効性に関してでありますけれども、ビーフラインというのがありまして、ビーフラインに沿ったメガソーラー施設建設現場というのは、近くには教育委員会が設置した勘定台跡という名前の看板でしたか、これがあり、そこからの眺めは大変いい緑豊かな山林地帯であります。

この場所でのメガソーラー施設建設に関して、昨年10月に林地開発の許可が出されました。今まで、私は、一般質問を通じて山林開発事業の際には開発許可の段階で様々な法令、条例に基づいて災害対策を含めて慎重な審査が行われていると、このように伺っております。

しかし、一昨年台風時など本戸地区などの大規模な太陽光発電現場で、実際に土砂流出の被害が度々発生してまいりました。今後は、飯田地区でも同様の災害が起こるのではないかと懸念をしております。これまでに実際に起こった災害の経験を踏まえ、今後の台風などの風水害、地震災害に備え、住民の立場に立った安全対策が必要と考えております。

災害対策はどのようになっているのか、また、その実効性についてはどのように考えていますか、お伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 飯田地区山林開発事業の開発許可の際の地元との災害対策と、その実効性との御質問でございますが、まず、飯田地区山林開発事業という事業はございません。飯田地区の県道笠間緒川線の西側において、太陽光発電施設の整備を目的に民間事業者が行っている林地開発としてお答えをいたします。

飯田地区で施工中の開発につきましては、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境の調和に関する条例及び笠間市開発指導要綱に基づき、協議手続の際に市の求めにより施工中の防災対策に係る資料の防災計画の提出を受けております。施工中の排水対策、土砂流出等について確認をしてございます。

防災対策工事の実効性を確保するため、今後、工事の進捗に応じて施工状況等を確認してまいります。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 各種法令、条例の基準に基づいて計画が進められましても、雨量や暴風雨など想定を超える事態は近年多発しております。このような大規模な開発によって住民が被害に遭うようなことがあったとすれば、これは看過できません。

2番、住民の合意とそのプロセスについてお伺いをいたします。

大規模な開発事業においては、やはり周辺住民との合意形成が重要であると考えます。多くの方が反対する事業に関しては、住民の意見が最大限に尊重されるようになることが必要であると、このように考えます。

市の太陽光条例では、住民説明会を開催することとされておりますけれども、飯田地区の事業において、どのように地元住民との合意が図られたのか、そのプロセスについてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 住民の合意と、そのプロセスとの御質問でございます。

笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境の調和に関する条例に基づき、事業者から、平成28年から令和元年にかけて周辺住民への説明会を7回開催したことが報告されてございます。また、事業者と地元との間では、飯田地区自治会と環境保全協定書、金井基盤整備組合と環境保全協定書、飯田地区自治会、飯田地区農村基盤整備総合協議会及び三瓶神社氏子と飯田地区太陽光発電施設内第2調整池排水下流に位置するため池の維持管理協定が結ばれていると聞いてございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 幾つかの協定が結ばれてきたと、7回ほど住民説明会をやって理解を得るような努力をしたのだというふうに思います。しかし、ここで住民説明会で事

業者に対する説明に関して、地元住民からたくさんの意見が出されたと、このように漏れ伺っております。地元住民からの意見を聞いたとしても、どこまで住民の意見を聞き入れるかは事業所の判断であり、反対意見が多くても建設自体は進められるということになるのが法の立てつけということになるのかどうか、この辺いかがですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 条例におきましては、「開発事業者は地元住民に対し説明会を開催し、十分な理解を得る」と規定されております。合意ではございませんが、そこは事業者が丁寧な説明をして、地域の方、住民に対してきちんと説明をするということに理解をしております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 十分な理解を得るように十分な説明を行っていくということでもありますけれども、明確に住民の意見をどこまで聞くとか、そういうことまでは法の規定はないものというふうに受け止めております。

であるならば、周辺住民への影響が大きい場合には、周辺住民の健康安全が満たされるなど、住民の意見が尊重されるような法体系が必要だと思います。今後とも国や県にしっかり対応できるような法体系となるよう市としても研究をし、国、県にそういった法制度の実現を求める取組を強めていただきたいと、そして市としても災害が起こらないように事業者をしっかり指導、監督、助言などを行っていただきたいというふうに思います。

それで、次に3番、飯田地区メガソーラー建設に伴う山林開発に市が参画する主な理由というふうに表現していましたが、これは市が所有する山林を貸し出すことになった経緯と主な理由ということでございますので、そういう意味でこの点をお伺いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 山林開発に市が参画する理由ということでございますが、まず参画と申しますと、事業の計画に加わるということを意味していると思いますので、まず本市は、民間事業者が行っている林地開発に参画しているものではございません。

ただいまお話がございましたように、この計画地域内に土地を所有する地権者の立場で、市の所有する土地を貸す理由ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、事業地内にある市有地は、昭和31年に取得して以来、行政財産としての活用はしておりませんで、未利用の状態にございました。

平成26年に事業者から当該市有地に対する使用許可の申請がありまして、市の総合計画において市が保有する財産は有効に活用すること、また、貸付売却可能な資産を計画的に処分を進めることという方針がございます。さらに、当時の東日本大震災後のエネルギー政策とも合致をしておりますことから、地元との協定や災害の防止などの条件を付した上で、市有地の使用を認めることとしていたわけでございます。

その後、森林法による林地開発許可、あるいは笠間市の開発指導要綱に基づく開発の同

意、ただいまもお話でしたが、地元との協定の締結が行われましたので、賃貸借契約、そして地上権設定契約を結んだものでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、経過と理由についての説明がございましたけれども、この是非はともかく、開発計画の総面積106ヘクタールの中で、山林を伐採する面積は何ヘクタールですか。市が貸し出しする27ヘクタールの山林で、森林を伐採する面積は何ヘクタールになるかお伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 全体の伐採面積でございますが、計画でございますけれども、およそ53.6ヘクタールでございます。市で保有しております26.8ヘクタールほどのうち、伐採になりますのは13.0ヘクタールほどでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 分かりました。それでは、市有地を貸し出しする際の賃料については、令和2年度は約330万円、令和3年度から令和31年度まで年額1,740万円で29年間で約5億450万円、合計約5億776万円なのでしょうか。

また、契約保証金というのがあると聞いておりますけれども、1億円で5,000万円は既に市が業者から預かっており、さらに今後は1年間500万円、10年間預かる予定で、合計1億円ということになるということです。

そして、手当てが必要なときに、この保証金は市が対応する費用として支出することなのでしょうか。手当てが必要なときとは、どのようなときでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 賃料につきましては、ただいまお話がございましたように年間1,739万5,690円でございます、合計もおおよそでございますが、議員がおっしゃられましたように5億776万円程度でございます。

契約保証金につきましても、総額は1億円でございまして、既に契約時の5,000万円、半分の5,000万円は入金済みでございます。これ以降、10年間にわたりまして毎年度500万円ずつの保証金をお預かりすることになるわけでございますが、契約保証金につきましては、市有地内の地代、それから、市有地内の将来のパネル撤去ですとか、それに関わる廃棄物の処理、その他の債務不履行など、万が一でございますけれども事業者が対策を講じないような事態が生じた際に、そこに充当できる費用として本市が預かるものとしたものでございます。

こちらにつきましては、契約終了時点で事業者が義務を全て履行し、損害がないときには返還をするものでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、小項目4番、山林開発工事と市の景観条例（案）、自然環境の保全、気候変動（地球温暖化）対策との関係についてに入ります。

再生可能エネルギーというのは、環境破壊や災害の原因となる迷惑施設ではなく、自然環境保全に役立つことが本来の姿と考えます。このたび、市では、環境計画や環境条例を策定するとのことであり、その理念については共感するとともに、評価するところも多々ございます。

しかし、飯田地区で進められる大規模な山林開発事業は、景観条例の理念に反するものではないかという疑義がございます。大規模な山林開発工事と景観条例との関係性、自然環境保全との関係性、地球温暖化対策を踏まえた気候変動対策との関連性について、市の考え方を伺いいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 山林開発工事と市の景観条例、自然環境の保全、気候変動対策との関係との御質問でございますが、まず、市の景観条例につきましては、飯田地区の開発は条例制定前に開始されておりますので適用はされませんが、市から事業者に対し景観面の配慮を求めており、景観保護上必要な対策を行うことを確認しております。

また、自然環境の保全につきましては、開発区域が自然環境保全地域や茨城県立自然公園に該当しないことを確認した上で、全体の事業面積約105ヘクタールに対して46.9ヘクタールの残地森林を確保するなど、環境の保全措置について確認してございます。

また、気候変動対策につきましては、開発時期において確認を行う項目ではございません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今回の答弁から示された主な内容というのは、飯田地区のメガソーラー建設に伴う大規模山林開発は景観条例、そのほか林地開発など規定に合致していると、このような御説明であったかと受け止めました。法や条例の規定に違反してないことが環境保全につながるというわけではありません。具体的な制度規定に基づいたとしても、環境を壊し、気候変動対策（温暖化対策）に逆行することもございます。

次に、この資料を提示させていただきます。

この図は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が調べた樹木のCO₂の吸収、排出量と樹齢との関係を示す図であります。横軸が樹齢、縦軸がCO₂の吸収量と排出量を示します。樹木も呼吸をいたしますが、樹齢にかかわらず、この曲線から分かれると思うのですけれども、CO₂の吸収量が排出量を上回ります。炭素の固定量は、樹木の種類や樹齢によって異なりますが、樹齢の全ての段階で光合成に用いられるCO₂が樹齢の全ての段階で排出されるCO₂の量を上回ることを示す曲線であります。全体として、樹木はCO₂の吸収に大きく役立つということを示した貴重なデータであります。

今回の飯田地区のメガソーラー建設事業におきましては、山林を53ヘクタールも伐採す

ることにより山林が果たす環境への役割を大幅に低下させ、地域の気候変動を加速させ、大気中の二酸化炭素の吸収を低下させることになってしまいます。太陽光発電の効用を理由に、森林の大規模伐採を正当化することはできません。森林を伐採しなくても太陽光発電パネルを設置する方法はありますし、適切な場所を見つけることが大切であります。

今回の大規模山林開発による森林伐採は、自然環境の保全、地球温暖化対策を踏まえた気候変動対策とも両立できません。二酸化炭素を吸収する森林が53ヘクタールも伐採され、30年後に復元されるというような方向性もあるとお聞きしましたがけれども、30年間も伐採されたそのままにされることなど、この山林開発を全体として見るならば、自然景観、環境保全、気候変動対策に逆行するものと言わざるを得ません。原発に代わる再生可能エネルギーなら、豊かな山林環境を大規模に壊してもよいということは成り立ちません。

ましてや市有地27ヘクタールのうちで13ヘクタールの山林伐採を行うことが分かっているながら、27ヘクタールの市有地を貸し出すことは適切ではありません。山林を伐採して太陽光発電を行うことが適切なものと小中学生に教えることができるのでしょうか。森林面積の減少が地球環境に与える悪影響について、国連も警鐘を鳴らしております。

市内の多くの山域で大規模な山林開発によるメガソーラー建設工事が進められており、茶色の山肌があらわになり、景観を損ねていると思われるところが多々見られるようになりました。

今議会に市が提出した環境条例の説明の中に、市民アンケート結果が記載されております。また、環境計画の制定についての中で、本市は愛宕山や涸沼川等の豊かな自然や笠間稲荷神社をはじめとする歴史的な建造物、笠間焼、稲田御影石に代表される産業などの多様な景観特性を有しており、これらを背景とした美しい景観が形成されています。また、市民の方が、自然的な景観や市街地のにぎわい景観が以前と比べて悪くなっていることなどの課題が市民アンケートで取り上げられていると、このような説明もございます。

今後、特に重要な景観として守り育てていくべき景観への回答では、桜やツツジなど季節の花々の美しさを生かし整備された景観65.4%、里山や森など豊かな生態系に恵まれた森林景観47.1%、河川や湖沼、湿地など自然豊かな水辺の景観41.8%との結果が出ております。多くの市民が、市の自然環境に対して優しいまなざしを向けていること分かります。

5番、今後の市環境・エネルギー政策と、市公共施設屋上等にソーラーパネル施設を設置する計画に移ります。

今、笠間市に問われているのは、これからも今回のように太陽光発電などのためならば、山林の大規模開発、森林の大規模な伐採につながる市有地の貸出し、あるいは売却ということをお考えなのでしょうか。それとも、環境保全、気候変動対策の方針、太陽光発電条例の理念、市が今の議会に自ら提出している環境条例の理念に沿って従来の市の方針の再検討、真摯な検討を深めるのでしょうか、どちらなのでしょうか。その中間はありません、お答えを求めます。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の市の環境施策とエネルギー施策の問いでよろしいでしょうか。

○10番（石井 栄君） そうです。

○市民生活部長（金木雄治君） そちらについてお答えさせていただきます。

今後の環境政策につきましては、脱炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策や廃プラスチックの削減に重点を置き、取り組んでまいります。

その中におきまして、再生可能エネルギーや未利用のエネルギーなど多様な環境負荷の少ないエネルギーの導入を促進することが、今後のエネルギー政策として効果的であると考えております。そのことから、太陽光、水力、風力など自然エネルギーの利用や水素や天然ガスなどを利用した燃料電池と蓄電池を組み合わせた活用も重要となっておりますので、新たなクリーンエネルギーの利活用について、今後、調査してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 答弁があるそうです。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私のほうからも追加して答弁させていただきたいと思っております。

まず、太陽光の件でございますが、太陽光建設中に災害が発生しているというような事実ではございます。飯田地区の太陽光、規模が大きい事業でございますが、先般、太陽光の事業者の社長をはじめ、現地事務所の所長を市のほうに呼んで、協定書をしっかり遵守すること、さらには地元との話し合いをしっかりとすること、さらには災害防止対策をしっかりとすること、工事中含めて、そういうことがこれまで三つの協定書の中でも結ばれておりましたが、市のほうで改めてそういう協定書をしっかりと遵守するというような指示、指導をさせていただいたところでございます。

また、地元の方がちょっと何かあったとき、すぐ相談できる地元の責任者をしっかりと地元の方々に連絡先含めてお知らせするよということ、地元には地元責任者の携帯電話番号を含めた連絡先を配布するよということ、指示をさせていただきました。

それと、太陽光については、今度、新聞報道ですが、環境省が新しい制度をつくって、市町村が太陽光の設置促進区域というのをつくって、そこに国や地元、また市が入って協議会で議論して、そこで認めたものだけしか太陽光の整備はさせないというような方針を、今、国のほうで検討しておるよでございますので、そういうことができるよによって太陽光のエネルギー確保という意味での太陽光の促進が図られるのではないかなと思っております。

そういうことは、市のほうでもこれまで国に何度も市長会を含めて、私どもも要望してきたことであって、エネルギーの確保で太陽光が地元との調整の法律的な位置づけがない

まま進められてきたことが、ようやく改善されるのかなと思っております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 発言時間過ぎておりますので、一言でお願いいたします。

石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今の現状を見ますと、山林を大規模に伐採すると。そして、それに適切な市がメッセージを出しているとは思えませんので、私、山林を伐採しないでも太陽光発電は適切に行うことができるということを市の公共施設の屋上に設置するとか、そういう市が範を示していただきたいというふうに思います。真剣な検討をされて、市の環境政策がしっかり見直しされていくことを期待をしまして、質問を終わりにさせていただきます。

○議長（石松俊雄君） 10番石井 栄君の一般質問が終了いたしました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番内桶克之君の発言を許可いたします。

〔3番 内桶克之君登壇〕

○3番（内桶克之君） 3番、かさま未来の内桶克之です。議長に許可を得て、一問一答方式で一般質問を行いたいと思います。

議長にお願いがあります。毎回なのですが、パネルの掲示をお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 許可いたします。

○3番（内桶克之君） ありがとうございます。

さて、今回の一般質問は、企業誘致及び宿泊施設の誘致、それと、職員の働き方とデジタルトランスフォーメーション、公民連携と自主財源の確保、そして、イノシシの放射性物質検査と加工施設についての4項目の質問をいたします。よろしく申し上げます。

早速ですが、大項目1、企業誘致及び宿泊施設の誘致について質問いたします。

企業誘致や企業の育成については、令和元年第1回定例会で質問をしました。このときは、企業誘致がどのような状況になっているとか、市内の既存企業との連携などの質問をしました。企業誘致については、茨城中央工業団地笠間地区を中心に企業が進出しています。また、昨年12月の議会全員協議会で宿泊施設の誘致に向けた取組について報告がありました。

そこで、企業誘致、宿泊施設の誘致について質問をします。

小項目1、この5年間、平成28年度から令和2年度ですか、今年までの企業誘致はどの程度あったかお伺いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 3番内桶議員の御質問にお答えいたします。

一定規模要件5,000平方メートル以上の事業用地に立地したことなどにより把握している数字ということになりますけれども、この5年間で新たに市内に進出し操業を開始した企業や茨城中央工業団地笠間地区などの土地を購入し、操業に向けて準備をしている企業のほうにつきましては、株式会社M o n o t a R Oや株式会社トンボなど、合わせて16社でございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今、5年間で16社ということですが、そのうち茨城中央工業団地笠間地区の誘致数はどのくらいでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 先ほど申し上げました16社のうち、茨城中央工業団地笠間地区内で操業もしくは準備をしている企業につきましては、タカノフーズ関東株式会社や株式会社つるまち製作所など4社という形になります。

なお、ミサワ医科工業株式会社やキヤノンモールド株式会社などにつきましては、新たに市内に進出したわけではございませんので、今の4社の中には含めてございません。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今までに、大体、茨城中央工業団地8社かな、今決まったと思いますが、先ほど5年間で16社とありましたが、企業誘致については、企業の立地促進事業補助金というのが笠間市の支援事業の中でありまして、この16社のうち支援を受けた企業は何社あったのですか。

○議長（石松俊雄君） 企業誘致推進室長福嶋 猛君。

○企業誘致推進室長（福嶋 猛君） 16社のうち、企業立地推進事業補助金の補助を受けたものにつきましては3社でございます。金額で約10億4,684万3,000円となっております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） そのうち3社が企業誘致の促進事業の補助金を受けているということで、有効に使われているかどうかと、16社のうち3社なので自立であるとはやっているという感じなのですが、使ってもらって来てもらったほうがいいという感じなのですが、では、16社で雇用された人数はどのくらいなのか分かりますか。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、企業にヒアリングをしたことなどによりまして把握している数字となりますが、新たに進出した企業において正規、非正規合わせて約570名の雇用がございまして、そのうち370名が市内における雇用という形でお伺いしてございます。

また、茨城中央工業団地笠間地区内だけでございますと、約90名の雇用がございまして、うち35名が市内における雇用となっているというふうにお伺いをしているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 企業誘致を進める一番のメリットというか、雇用が生まれるということが一つの理由になると思います。今までは570人、市内で370人のこれは正規職員、パート職員を含めてという形なのですが、結構あるという感じで思っております。

また、企業が来たことによって、大学卒業して新規に採用するということも考えられると思うのですが、そういう形の中で新規採用者がどのくらいというのは数字はつかんでないですか。

○議長（石松俊雄君） 企業誘致推進室長福嶋 猛君。

○企業誘致推進室長（福嶋 猛君） 新卒者の採用状況につきましては、今のところ把握してございません。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） せっかく来たので、先ほど言ったように来た企業の正社員、パート職員という把握をしていると思うのですが、せっかくなので若い人たちが雇用ができるという意味合いもあるので、そこら辺を調査していただければ、今後、笠間市のほうでも商工課が中心になって企業の就職相談、高校生、大学生の相談をやっていますので、そこにもつながると思いますので、しっかりそこら辺も調査をして、今後、対応していただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今、内桶議員のほうからございましたけれども、商工課のほうで企業のほうの設備投資をしたことによりまして、職員採用という形の助成制度なんかも実施してございます。たしか来年が最終年度になるかと思うのですがけれども、規則の中で、そういった中で、今、実施しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。

それでは、今後の企業の誘致の見通しについてお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 企業活動の全体的な動向といたしましては、コロナ禍による企業活動の減退傾向が見られるところでございますけれども、アンケート等によりますと、半分以上の企業が前年並み以上の事業実績が上がるというような見通しの回答がございました。

実際、市に対する問い合わせにつきましても、ほぼ前年並みの件数が本市における立地事業はまだあるものというふうな、推測のほうをしているところでございます。つきまし

ては、引き続き最大今回は2億円という形の助成という形になりますけれども、立地促進事業補助金など市独自の優遇制度や常磐自動車道と北関東自動車道の結節点に位置する地理的優位性を生かしながら、産業拠点として期待される茨城中央団地笠間地区や畜産試験場跡地、遊休地などを含めました事業適地への企業誘致に向けて、県と連携を図りながら、誘致活動を積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） そうですね。何ていってもメリットは、交通の要所というところですね。サービスエリアがあって、そこにスマートインターもできて、インターチェンジも近いという形があるので、その中でPRするというのが一番のメリットなので、しっかりPRして誘致活動に励んでください。

それでは、小項目1を終わりました、小項目2に移ります。

茨城中央工業団地笠間地区の道路、排水路等の整備について、現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 整備状況でございますけれども、県事業において進められております茨城中央工業団地笠間地区内の道路や雨水排水の整備につきましては、枝折川及び南側の整備がほぼ完了してございまして、今月末には流通センター北線の一部などの供用が開始されます。

今後は、枝折川に架かる橋梁工事や北側の造成整備及び区画道路などの関連インフラ整備を実施する予定となっております。橋梁工事につきましては、令和3年度から実施し、関連する区画道路の工事と合わせまして二、三年ほどかかる見込みであるというふうに伺っているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 茨城工業団地の図面なのですが、これは市から提示された整備状況という形で、先ほど市長公室長が説明したように、中央の道路から南側がほとんど整備が進んで道路区画も決まって誘致が進んでいると、その北側もキャノンモールドや企業が張りついてきているということで、問題は枝折川から北側です。キャノンモールドの外周道路が3月25日に開通になるということで通知があって外郭に入れてみたのですが、なんか北側の区画というのはどうなるのか説明していただきませんか。枝折川の北側です、区画。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 枝折川から北側につきましては、約29ヘクタールの敷地がございまして、都市計画道路でございます北線と市道298号線及び敷地中央部で南北に延びる団地内の区画道路で分割され、大きく3区画に分かれて分譲するという計画になってございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） この図面でいくと、なんか大きく3区画と言って、公園になっているところが、昔、清太郎池という池があったところなのですが、そこは公園にしていくと、そこから南に道路が通じて大きい区画で16.1ヘクタールが西側、東側が7ヘクタールで、流通センター北線の東側の5.8ヘクタールかな、その三つ区画ということでしょうか。

この工事が進めば、北側も誘致が積極的にできると思うのです。ですから、先ほどの説明の中で二、三年かかると、令和5年ぐらいまでかかるということなのですか。令和5年ぐらいまでかかるということなので、これを早く県のほうに要望して、整備することによって、誘致活動が積極的にまた行えるということなので、県のほうにもしっかり要望をお願いしたいと思います。

それでは、流通センター北線と南線という道路が北と南にあります。南線について何かバイパス工事が話されているが、市長から出されていましたが、方向性としてはどういう方向性なのかをお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 南線につきましては、工業団地内の路線につきましては既に供用を開始してございまして、来年度以降につきましては、団地外の区画につきまして用地交渉を進めるというような形でお伺いをしております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 南線を優先的に行っていくということで、集落の中に入って今度は何線と言うのか、県道にぶつかるまでがバイパスという形ですか、いいですか。

○議長（石松俊雄君） 企業誘致推進室長福嶋 猛君。

○企業誘致推進室長（福嶋 猛君） 流通センター南線につきましては、団地の中から始まりまして、旧友部地区境、涸沼川までが流通センター南線となっております。旧岩間町のほうには、下安居南北線ということで都市計画道路が二つ、その当時決定されておまして、今はそれが一つになって、現在の岩間地区の県道まで接続されるという計画となっております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。南線については、涸沼川を超えて安居地区まで行くという形で、今、進めるということですね。

北線については、どういうふうな状況なのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 枝折川以北の工業団地内の路線につきましては、来年度以降より設計のほうに取りかかりまして、橋梁の工事完成後、順次整備を進めるというふうにお伺いしております。オーダーメイド方式の工業団地であるため、限られた予算の中

で立地企業の建設計画と調整しながら工事を実施することとなりますので、明確な終期は定めてないという形でお伺いをしているところでございます。

また、工業団地外の路線につきましては、整備中の箇所の進捗状況や周辺道路における交通状況を勘案しながら検討するというような形でお伺いをしている状況でございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 北線については、実施設計を進めて団地内を優先的にやっていくという形で進めているということですね。分かりました。

流通センターから始まった用地買収、実は25年前、私もこの用地買収に携わってまして106ヘクタールの用地買収、一応最初の派遣された人間として買収に関わったわけですが、地域に説明をして地域の外周道路なども整備してきているということで、造成工事が進んできて外周道路もできてきているということで、この南側の外周路線、タカノフーズが今できて道路ができましたが、仁古田側の集落道がなかなか要望をしてもできてないということなので、そこを早めに整備をお願いしたいと思うのですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 工業団地内の区画道路と集落道の接続につきましては、既存の機能をできるだけ損なわないよう、工業団地の整備と併せて実施する計画となっております。

現在、工業団地内の区画道路につきましては、企業の立地スケジュールとの調整によりまして、車道部とか埋設管の整備を優先して実施してございますが、今後、歩道や団地周辺の緑地部の整備とともに実施する予定であるというような形でお伺いをしているところでございます。

あと、先ほどの枝折川の北地区の整備の関係でございますけれども、北地区につきましては、どちらかという段差がございまして公園の面積になったり、緑地の面積になる部分が多いという形の状況になってございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。造成と同時に周辺整備も同時にやっていくという形なので、しっかり整備のほうをお願いして、誘致活動が早めに行えるようお願いしたいと思います。

小項目2を終わりました、小項目3に移ります。

宿泊施設の誘致についてですが、現在、宿泊施設の誘致の実施状況についてお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 宿泊施設の誘致でございますけれども、近年、企業の誘致が進んだことによりまして、ビジネス関連の宿泊需要や潜在的な観光関連の宿泊需要があ

るというふうに考えてございまして、宿泊施設の誘致の取組の方針を定めまして誘致に取り組んでいるところでございます。

現在、立地に係る答申のほうを支援するため、最大2億円でございますけれども補助制度を活用し、民間企業との誘致交渉を進めているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 昨年12月にこの話が出て、企業誘致と同じような助成金を出してホテルを誘致しようということで、誘致件数の目標は3件というのを聞いておりますが、どのような宿泊施設を想定しているのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 誘致場所や事業者によって規模や形式が異なりますので、対象を絞らず幅広い誘致をしてまいりたいというふうに考えてございますが、例えば30名程度の旅館ですとか、30室から100室程度のビジネスホテルなどを想定しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 市のほうの説明によると、今まで企業誘致とかを進めてきて観光客も来ていると。今回、スケートパークの開園、それと日本遺産の振興、また、道の駅の供用により、さらに観光的に来る人も多くなるし、企業の関係で来る人も多くなるということを考えて誘致に至ったということなのですが、先ほど旅館とかホテルの区別はしないのですが、どちらかというところ、ビジネスに当たったビジネスホテル的なものなんじゃないかなと私は思っていて、場所的なもの、どういうところを想定しているのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） ビジネス関連の宿泊施設の誘致場所といたしましては、茨城中央工業団地笠間地区などの工業団地をはじめといたしました産業集積区域付近ということ念頭に置きながら、また、観光関連の宿泊施設の誘致場所といたしましては、笠間稲荷神社や笠間芸術の森公園、及び新しくできます道の駅周辺等を想定して誘致をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。それで誘致活動始まったばかりだと思うのですが、営業的に言うところ、どういうところに営業をかけていくのか、市の方向として、今、動いていると思うのですが、その方向としてはどうなのかというところを最後に聞きたいと思えます。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 実際にホテル開発を実施している事業者のほうへ訪問したり、笠間市の潜在的な宿泊施設の需要や今後の産業構造や観光動態を見通した将来的

なものをPRしながら、補助制度のほうの活用を含めた交渉を行っているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） せっかく制度を活用するということなので、企業誘致と同時にホテル誘致もしっかり進めていただければと思います。

それでは、大項目1を終わりにしまして、大項目2、職員の働き方とデジタルトランスフォーメーションについてに移ります。

職員の働き方については、令和元年第2回定例会で働き方改革の実施状況や課題、検討事項などについて質問をいたしました。昨年4月からというか昨年中、新型コロナの影響やデジタルトランスフォーメーションの計画の実施により働き方の状況が変化していると思います。そこで、デジタルトランスフォーメーションの推進内容と職員の働き方について質問いたします。

小項目1、ウイズコロナにおける新しい働き方についてですが、今年度、コロナ禍の中でテレワーク等の実施をやったと思うのですが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） コロナ禍におきましては、感染拡大防止のため人との接触を極力避ける方向で社会の仕組みは粛々とする中で、テレワークの実証や業務見直しによる効率化が推進をしております。

市役所の業務につきましては、現場での作業や窓口業務などテレワークに向かない業務などもございますが、感染が終息した後も職員の新しい働き方として在宅でのテレワークや時差勤務などを組み合わせました生産性向上、長時間労働の是正を目的といたしまして柔軟な働き方ができるよう推進しているところでございます。

在宅でのテレワークにつきましては、妊婦や育児、介護などの事情を抱える職員を優先して推進しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今年の実績的にはどのくらいあったのか、お願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 在宅でのテレワークにつきましては、4月からこれまでの実施者は延べ87名でございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 87名と言いましたが、先ほどテレワークに向く仕事があると思うのですが、これは何課が中心で、多い課があると思うのですが。現場があるところはなかなか難しいと思うのですが、どういう意味合いというかテレワーク、その課の中で進めてい

ると思うのですが、どういう方向性で進めているのか、もう1回お願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） どちらかという、総務とか企画とか管理部門のほうがテレワークのほうはしやすいのかなと思っております。ただ、先ほどお話ししましたけれども、妊婦の方については感染リスクが高いということもございますので、そういった方も優先して、市役所に来るのではなく在宅でテレワークを実施していただきたいという形で業務のほうは進めてまいっております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） テレワークにおけるメリットというか、そういうものがあるんじゃないかと思っております。それで、在宅でテレワークするのにもパソコンがないとできないと思うのですが、個人のパソコンを使うわけにいかないと思うので、パソコンの貸与品の状況についてはどういう状況なのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） パソコンの状況でございますが、当初はパソコン20台でございましたが、2月に10台を増やしまして、現在、30台で実施をしております。さらに、3月補正等で70台分を計上しましたので、100台分になる予定でございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。今までの実績、延べ人数で87人という形ですので、全部で100台準備ができてテレワークも推進できるという状況になったということですね。

それで、テレワークと同時に会議の形式も変わってきていて、私なんかもやるのですがZoom会議をよくやると思うのです。よく各課で見ると、課長が自席でやっているのなんかを見ているのですが、インターネットを介した会議の対応状況については、どのようになっているのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議員おっしゃるとおり、今、各種会議、特に茨城県外、東京都とか、そういった方の大学とか、そういった部分の連携とか講演会とか、そういったものについてはZoomのほうを利用してやっている部分が非常に多くなってきてございます。

今後もしょっちゅう離れて、そういった研修とか会議とか、そういったものが物すごく増えていくのかなというふうに考えてございます。そういった会議用に使うためにも、現在、整備しているパソコン、今度100台になりますけれども、そういったものが必要になってくるのかなというふうに思っております。

また、出張等に行ったときに、そういったときにパソコンで決裁ができたり、市の情報を見たり、市の情報とプラス会議の資料、そういったものを見ながらできるといった、そういった利便性も上がってくるのかなというふうに思っております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。環境的なものは次の質問でやりたいと思いますので、ここで小項目1を終わりにしたいと思います。

小項目2に移ります。

多様なライフスタイルに対応した行政サービス、効率化を追求した行政運営についての実施状況、今後の取組についてお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 3番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

多様なライフスタイルに対応した行政サービス、効率化を追求した行政運営についての御質問でございますが、利用者が時間や場所を選ばずに行政サービスを受けられ、また職員が多様な働き方を選べる行政の実現に向けまして、行政手続のオンライン化、移住や子育て、福祉、健康に関する相談のオンライン化、チャットボットの導入、テレワークの推進などを進めてまいりました。

今後は、全ての入札手続での電子入札の実施、あるいは契約の締結をオンラインで行います電子契約の導入、窓口へのキャッシュレス決済の導入などによりまして、さらなる行政のデジタル化に努めてまいります。

また、効率化を追求した行政運営のほうでございますけれども、文書事務への電子決裁の導入、システムに自動入力などを行うRPA、紙の申請書からデータに変化をいたしますAIOCRの導入などを進めてまいりました。

今後は、タブレット等を活用しました農業委員会ですとか、介護認定審査会のペーパーレス化、またRPAの導入業務の拡大、生活保護業務におきましてもシステム化などによりまして、業務のさらなる効率化を進めてまいります。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） そうですね。行政サービス効率化について、今年、来年とやっていくと思うのですが、先ほど部長から出ましたRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションという略なのですが、これデスクワークのパソコンの中にあるソフト型のロボットが代行を自動化する概念という形で、省略してやっていくということです。

AI、人工知能やIoT、モノのインターネット、RPAにより技術の発展活用が第四次産業革命と言われるようになってきているということで、メリットの中に先ほど業務の自動化、効率化、それと人的ミスの防止もあるということもあるし、コストの削減や人材不足の解消などもメリットがあるのかなと思いますが、RPAを導入し業務を拡大していくということですが、どのような業務を拡大していくのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） ただいま議員から御説明がありましたように、RPAはソフトウェアで実態はないですけれども、ロボットのような形で、本来に人が手作業でやるも

のを自動化して間違いがないようにするものでございます。

これまで、例えば子ども福祉課の入所申込みの一覧表を作成したり、あるいは水道課で料金システム取組の業務を行ったり、あるいは学務課では非常勤職員の給与の支払い事務に導入をいたしまして、例えばこの場合には手作業がなくなりましたので、年間で108時間削減されたような実績もございます。

令和2年度につきましては、消防業務で予防業務、あるいは救急業務のシステムの登録を行うことを自動化するようなことを今もう既に開発が完了しまして、来年は実際に運用していくような状況がでございます。

来年度の新たなRPAの開発といたしましては、マル福の自己負担金の支給申請のような業務、それから、予防接種の請求額を集計するような業務につきましても導入をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） いろいろRPAの導入によって効率化が図られるということですが、では、RPA導入のための予算、維持管理費というか、コストはどのぐらいかかるのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 予算でございます。令和2年度、本年度のRPAの予算としましては、使用するためのライセンス使用料が231万円、それから、この部分には自分で開発するライセンスと、それから、実行していくようなライセンスが分かれておりますけれども、そういったものがございます。それ以外に業者の方により効率的に行えるように委託をして開発していただくもの、それが今年度は302万5,000円かかっておりました。来年度につきましては、1点目のライセンス使用料等が407万円、それから、開発にかかる先ほどの2業務の開発委託料が209万円の、合わせまして616万円を予算化するものでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 意外に安いのかなという感じはしているのですが、ライセンス使用料が結局、業務拡大していくと増えていくという状況になるのですね、きっと、ライセンス使用料というのは。それはずっと毎年続くので、その分の財源負担というのが出てくるということなので、来年600万円程度になるということなので、今後も効率化になると、それが膨らんでいくという状況になるので、それと人件費の関係、そこら辺も加味しながら進めていくのがいいのかなと思います。分かりました。

それでは、小項目2を終わります。小項目3に移ります。

デジタル化の実現のための環境整備の実施状況について伺います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） デジタル化実現の環境整備についての御質問でございますが

まず、危機環境といたしましては、現在ペーパーレス会議や事業者等とのウェブ会議の用途として部課長へ、こちら85台でございますけれどもタブレットを配布しているほか、貸出し用のノートパソコンを用意してございます。

今後は、無線LANに対応したインターネット用のパソコンを各課に1台、合計70台を配置をいたしまして、より多くの職員が容易にペーパーレス会議ですとか、あるいは先ほどもございましたZoom等を活用したウェブ会議を実施できるように整備をまいります。

それから、テレワークの用途といたしましては、現在30台ほどのパソコンを用意しておりますけれども、先ほど申し上げました部課長へ配布しているタブレットの活用、それから、今後各課に配布するパソコンにつきましても、状況に応じましてテレワークでも活用ができるように図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今、市役所、工事をやっていて、1階、2階でWi-Fiは使えるような状況なのですけれども、公共施設のWi-Fiの整備状況についてどうなっているのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 特に本庁舎ネット環境でございますけれども、昨年10月からインターネット接続のためのモバイルルーターを用意してございますが、今年、今月中になります。本庁舎やこの議会の会場内にも合わせまして12台のアクセスポイント設置をいたします。新たに整備するインターネットパソコンを活用して、職員が庁舎内の会議室ですとか、あるいは職務スペースにおいてもより容易にこれからはオンライン会議、ウェブのネットワーク環境が整いまして行うことが可能となっております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 前々から思っていたのですが、私たちもタブレットを使っていて、庁舎内に来るとWi-Fiが使えないのです、特に3階は。敷地内のフリーWi-Fiがあつて、それを拾っても使えない状態になってしまうので、Wi-Fiを切って使っていると、今、思うのです。

ですから、3階、議会でも使っているし全員協議会でも使う、職員でも執行部の部長級が来て全体で50人以上が使うので、それに耐えられる環境整備をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 3階でございますけれども、現在、この本会議場内に1台、それから、委員会室付近に2台のアクセスポイントを設置することで進めてございます。合わせて、3階は3台のアクセスポイントになりますが、1台当たり200台まで接続可能となりますので、それによって改善がなされるものと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。そうですね。やっと改善されるということで、これで3階でも皆さん議員がZ o o m会議をやっても大丈夫だという、今まで通信料が結構発生していたのが、W i - F i 整備料は整備のための費用はかかりますが、今度、通信料が抑えられるということになるので、しっかり整備をお願いしたいと思います。

それでは、大項目2を終わりにしまして、大項目3、公民連携と自主財源の確保に移りたいと思います。

公民連携と自主財源の確保については、令和2年第1回定例会で公民連携では、スマートシティコンソーシアムの事業内容や学校跡地の活用など、今後の推進の方向などを含めて質問しました。

また、自主財源の確保では、企業版ふるさと納税制度の活用について質問しましたが、今回の公民連携では、多目的広場の状況と企業版ふるさと納税の検討状況に絞って質問したいと思います。

小項目1、多目的広場の整備状況と公民連携についてですが、多目的広場の整備状況については、さきに大関議員が詳しく質問しておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 多目的広場につきましては、令和元年度から整備のほうを開始してございまして、令和3年度中に一部供用開始をする予定でございます。I期工事の部分につきましては、利活用を図るため、一部完成したところから一部供用開始をしていきたいというふうに考えてございます。今回、供用開始するI期整備エリアにつきましては、市民の皆様から設置の要望をいただきました遊具や休憩施設などを整備してまいります。

民間主導による公共サービスの提供などにつきまして、民間企業への聞き取りや事業提案を受けながら検討し、推進してまいりたいというふうに考えてございまして、民間活用の導入に当たりましては、汚水の処理方法が課題となつてございますので、併せて検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） まだ、基本計画しか私は見てないので、基本計画のものを掲示させていただきます。

多目的広場については、令和元年第4回定例会で坂本議員が一般質問をしております、そのときに、平成29年6月に都市公園法の改正により、飲食店、売店等の公園利用者が利便性の向上に資する公園施設の設置と当該施設からの生じる収益を活用して、その周辺の園路、公園等の整備、改修等を一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理制度、P a r k - P F I というものが創設されたということで、P a r k - P F I の検討をして

いただいて、カフェなどの設置の検討をしてほしいという話が出ておりました。

これに対して、今、中村公室長のほうで、カフェのスペースについては一応確保するよと、だけれども将来的に設置をするのは考えていくと、ただ、維持管理の手法と運営方法については課題がまだまだあるのだと。カフェの代替として臨時的店舗の設置やキッチンカーの対応をしていきたいというような話が出ておりました。

P a r k型P F Iの検討はしたのか、しなかったのか、そこら辺をお願いしたいと思うのですが。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） P a r k型のP F Iの検討につきましては、まだ現在Ⅰ期工事のほうが終わったところでございます。そういった中におきましては、今後、Ⅱ期工事のほうの進捗状況とか、そういったもの等含めまして関連事業者のほうからの聞き取りのほうを進めながら、今後、進めていきたいというふうに考えてございます。そういった聞き取り調査のほうは、現在も進めているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 笠間市は公民連携を随分進めていくということで、観光施設を中心に公民連携の業者を入れてという形なのですが、公園的に言うと、これは市民のための公園という位置づけになるので、なかなか難しいと思うのです。交流の機会は増えるとしても、市外からの人を呼ぶような施設ではないのかなという感じもあって、なかなかそこが難しいかなと思うのですが、公民連携で進めることのメリットというのが、維持管理の部分、行政的なメリットがすごくあると思うので、そこは検討していただいて、基本計画にもあるように検討していってほしいと思います。

整備に当たって、これは市民の意見の聴取はどのように行ったのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 整備につきましては、計画の策定と並行いたしまして、民間企業にヒアリングするなどして民間活用の検討をしております。

○3番（内桶克之君） 市民だよ、市民。

○市長公室長（中村公彦君） 失礼しました。多目的広場の整備につきましては、女性を含めまして各分野の有識者である方々と組織しました専門の検討委員会や、全市民を対象といたしました地元説明会などで意見を聞きながら、整備の計画の策定及び設計を進めてまいったところでございます。その中でいただいた御意見等もありまして、そういった部分を含めて実施してございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 市民の意見については一応聞いているということなのですが、昨日、おとといか、1番目の大関議員の質問の中で、子どもの遊び場の3歳児から6歳児の

遊具、6歳から10歳の遊具ということになると、子育て中のお母さんの意見というのがすごく重要になってくるんじゃないかと思うので、そういう子育て中の女性の意見の聴取というのはどういうふうにしたのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 子育て中の親御さんなんかの聞き取りも実施してございまして、その中でいただいた御意見等でございますけれども、子育て世代が利用するに当たっての御意見といたしましては、例えば乳幼児でも遊べる遊具の設置をしていただきたいとか、子どもが汚れたときに洗えるシャワー室の設置などができないかというような御意見をいただいたところでございます。

現在、全ての御意見を反映した内容で整備をしていくわけではございませんが、今後も利用者の声を伺いながら、広場の利便性の向上に向けて、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） ちょっと細かいことを聞くのですが、トイレ、大関議員の質問で駐車場に造るといふ形なのですが、このトイレについては、先ほど言った子育て中の女性の意見とか聞いたのですか。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） トイレにつきましても、やっぱり子育て中の方の御意見なんかを伺いながら設置したところでございます。そういった中で、オストメイトの対応やベビーチェア、ベビーシートの設置などをしていくところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） それと、坂本議員の質問のときでもあったのですが、駐車場が幅が狭いと、子育て中の子どもを降ろすのにちょっと止めにくいという意見があると。駐車場は、余裕を持った幅になっているのかどうか確認したいと思います。

○議長（石松俊雄君） 企業誘致推進室長福嶋 猛君。

○企業誘致推進室長（福嶋 猛君） 駐車場のますの大きさにつきましては、横幅についてドアがフルオープンできるサイズということで計画してございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。駐車場が入りやすいということは、子育て中のお母さんも来やすいという形になりますので、よろしく申し上げます。

最後に、笠間市として整備をしていくのに、地元の御影石や笠間焼の陶板などは使うのかどうかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 暫時休憩いたします。

午後零時00分休憩

午後零時01分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を再開いたします。

市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 石のほうは、若干使う部分がございますが、陶板のほうは今後の検討ということでございます。石のほうにつきましては、遊具のある広場のベンチの柱ですか、そちらのほうで使っていく予定だということでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） せっかくなので、地元の産材を使っていくということも、今回、都市計画のほうでも、住宅に笠間焼、稲田石を使うと補助をするということを市民にも言っているのですが、市が率先して使わなければ意味合い的でないという感じなので、しっかりそこもトイレの中でも笠間焼なんかも使えますので、しっかりそこら辺も計画の中で入れていただきたいと思います。

それでは、小項目1を終わりますして、小項目2に移ります。

企業版ふるさと納税の検討状況について伺います。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 企業版ふるさと納税制度につきましては、令和2年度の税制改正によりまして、寄附企業に対する税の軽減効果が約9割に拡大されました。本市ではこの機会を捉えるとともに、令和2年3月31日に地域再生計画の認定をいただきまして、笠間市創生総合戦略に位置づく全ての事業が、企業版ふるさと納税の対象という形になってございます。

また、昨年10月には、新たに企業版ふるさと納税（人材派遣型）が創設されました。これを受けまして、今年度につきましては主にオンラインでの取組となりましたが、御縁のある企業の紹介によるマッチング機会への参加や個別企業との協議など随時協議を行う企業の業務内容を勘案しながら、個別の事業紹介を行っているところでございます。

また、制度創設以降は、人材派遣についても活用の可能性の投げかけなどを行ってまいりますが、現時点で寄附の実現には至ってございません。

なお、継続して寄附をいただいた栗の生産拡大事業につきましては、コロナ禍の影響を受けているため一時寄附は凍結してございますが、次年度以降につきましては、前向きな意向をいただいているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 日本一の栗の産地づくりということで、今もやっていると思うのですが、新たな企業版ふるさと納税の検討というところで行くと、笠間市のPRポイントとか課題になっているところを企業と一緒に解決していこうというのが一番いいのかなと思っていて、いろいろ全国の例などもあるのですが、例えば笠間城の調査をしていますね。笠間城周辺の整備をしていくとか、そういうものも課題の中にあると思うのです。

ですから、課題になっているところを、企業とつなげるところをどういう企業があって、そういうところだとできそうだなということをやっているってほしいなと思っているのですが、笠間市でこういう人材が欲しいという人材も企業から来てもらって、人材での企業版ふるさと納税という形もできるので、しっかり検討していただきたいと思うのですが、何か検討事項でありますか。

○議長（石松俊雄君） 企画政策課長北野高史君。

○企画政策課長（北野高史君） 御質問いただきましたとおり、まず今回のふるさと納税（人材派遣型）というのが加わったのですが、根本的に寄附をすることで企業にとってどういったところにメリットがあるのか、そういったところが重要になるかと思っております。当然、直接的な利益供与は制度上してはいけないことということになっておりますので、例えば先進的な取組であるとか、もしくは、今、議員御指摘のとおり、課題のところ企業が企業活動のCSVと一致するであるとか、やはりそれぞれに企業によって目的等も変わってまいりますので、ここは引き続き、これだという事業のPRも行っていくのですが、あわせて、幅広く企業に合わせて取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） そうですよ。だから、課題のところをどう解決していくかというところで、企業版ふるさと納税を上げたほうが企業も食いつきやすいのかと思っていて、農業で言うと、農業の農地集約をして大きな企業が来るとか、農業のための企業とかそういうのがあるので、いろいろ検討していただいて企業の企業版ふるさと納税に向けてPRをお願いしたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

大項目3を終わりました、大項目4、イノシシの放射性物質検査と加工施設についてに移ります。

有害鳥獣対策として、イノシシによる農業被害の防止策として、電気柵等の設置補助や地域住民参加型の鳥獣被害対策として、地域で組織した団体に対して、わなの設置や捕獲等の支援を実施をしているということで、ここではいろいろ、わなとかの支援はしているのですが、その後、捕獲後の全頭検査と処理加工施設等について質問します。

小項目1、令和元年、令和2年度（2月末まで）の捕獲頭数と現在の処分方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 3番内桶議員の質問にお答えいたします。

捕獲頭数と現在の処分方法についてでございますが、令和元年度の捕獲が1,184頭、本年度2月末時点の捕獲数が1,021頭となっております。

処分方法についてでございますが、成獣につきましては解体し、幼獣についてはそのまま焼却施設へ搬入して焼却処分をしております。山中などで捕獲し搬出が難しい場合、そ

ういった場合などは、地権者の同意を得まして埋設処分をする場合もございます。

市といたしましては、できる限り焼却処分をしていただくようお願いしているところがございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 実は、私、質問を出した後に、3月5日の茨城新聞の1面に「イノシシ茨城県特産」とかというのが出ていて、これは県の議長と副議長がいろいろ進めているということの報道があって、県内で昨年捕獲されたのが1万1,400頭を捕獲しているということですが、ほとんどが焼却処分されているということで、栃木県那珂川町で周辺の自治体を含めてジビエの肉処理をしているというようなところがあるということが載っております。

那珂川町でやっている栃木県におけるイノシシ肉の検査体制という形で、これはあくまでも広域なのかと思ったら広域ではなくて、那珂川町の単独で広域からイノシシを運んでいるということを聞いております。那珂川町にイノシシの肉加工施設があって、そこで全頭検査などをして肉処理をするということですが、保冷車を持っていて、各市町村に捕獲されたら生きていうちに行って止め刺しをして持ってくるということを聞いております。持ってきたものをスクリーニング検査、全頭検査をして、50ベクレル以下であれば、そのまま出荷する。規定は100なので、50以上あったところは県の農業試験場のほうに持ち込んでゲルマニウム導入検査、精密検査を再度して100以下であれば出荷できる、100以上の場合は処分するというような流れになっているということです。

これについて、今現在、置かれている笠間市のほうで、小項目1を終わりにしまして、笠間市で行う、想定する全頭検査とかイノシシ肉の処理加工施設の基本的な考え方をお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 全頭検査とイノシシ肉の処理加工施設についてでございますが、現在、茨城県内で捕獲されたイノシシをジビエとして活用するためには、提供を予定する全て個体に対して、先ほどお話にもありましたように、放射能の検査が義務づけられておるところでございます。検査は、茨城県衛生研究所で行います。検査を受けるためには、捕獲場所、解体、検査所への搬入に際して、笠間市であれば笠間市の職員が全て立会いが必要となっております。

処理加工施設でございますが、ジビエとして活用するための施設設置に対して国の補助金等がございますが、施設の収益を黒字化することが条件となっております。そのためには、年間数百頭単位の加工、販売が必要となりまして、放射能検査の必要のない産地もある中、施設に要する人的要件や流通における検査が必要な産地との競合の面からも、現時点では、処理加工施設の設置は考えておりません。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君）　そうですね。単独では私も難しいと思うのです。

そこで、笠間市だけがイノシシ被害に悩んでいるわけではなく、笠間市から北側の市町村はどこでも悩んでいるということだと思ふのです。イノシシ肉の検査体制と加工施設という、整備にはお金もかかるし運営もかかるということで行くと、この新聞でも県のほうでも一生懸命やりたいということを言っているの、県を含めた隣接の水戸市とか城里町と連携を取って広域でやるのが、私は一番いいと思っております。

問題は、イノシシ肉の加工施設をどこに造るかということが、それが問題になってくるということで、実はこの前、鯉淵学園知っていますね、鯉淵学園に話を聞きに行きました。実は、鯉淵学園では、豚肉を加工する施設があって、施設の中で肉の加工ができるという状況になっています。

ただし、肉は肉でイノシシとか豚とか牛とか全部別にしなきゃいけないということなので、施設の整備を別にしなきゃいけないのだという話をしていたのです。今も売ってはいないけれども、持ち込んだイノシシ肉を加工しているような状況であると。だけれども許可を得ていないので売れないという状況で、鯉淵学園側は連携してやれば、イノシシ肉の加工というか、処理をやってもいいということを言っているのです。

ですから、核としては鯉淵学園を核として県の参入、それと市町村の連携によって、そういう課題を解決するのが一番いいのかなと思っております、そこら辺の考え方のところで、市長、何か考え方ありますか。

○議長（石松俊雄君）　市長山口伸樹君。

〔市長　山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君）　イノシシの対策、特に捕獲後の処理、それについては毎年毎年笠間地内でも1,000頭以上の捕獲があって、今、焼却したり、ほとんど埋設したり、そういう対応をしているわけで、その対応で、非常に捕獲隊の皆さんも悩んでいるというような事実はございます。

議員お話があったように、県はジビエ料理ということを進めていくということですが、これは笠間市だけの課題じゃなくて全県下の課題でありますので、そういう加工場を造るということであれば、県が主体的に造って、市町村もそういうところに協力するところはするというのが基本だと思います。今の県の計画を批判するわけではありませんが、今は何か市町村にやらせてというか手を挙げさせて、「やりたい市町村はどうぞと、支援しますよ」と、しかしそれが事業として成り立つという保証は何もないので、やっぱり県が主体的にやって市町村も入りたいところは入ると、一番は加工した後の出口です。ここをどう確保するのか、加工場は補助金があれば誰でもできますけれども、出口が食用として本当に需要があるのかどうなのか、そういうことを含めて県が主導的にやっていくということが対策の一つじゃないかなと私は思っています。

○議長（石松俊雄君）　内桶克之君。

○3番（内桶克之君） ありがとうございます。私も、広域の連携の中で、県が重要な役割を示してもらいたいと思っています。県の主導で広域的な課題になっているので、その点は県が主導権を握って、こういうものに対策をしていくということが常だと思えますので、今後とも県に働きかけをお願いして、私の質問終わりにします。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 3番内桶克之君の一般質問が終わりました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で、本日の日程は全て終了となります。

次の本会議は、あさって18日午前10時から開会いたします。時間厳守の上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後零時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 坂本奈央子

署名議員 安見貴志